



2018年7月5日

各 位

東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目14番14号  
株 式 会 社 ラ ク ー ン  
代 表 取 締 役 社 長 小 方 功  
(コード番号：3031 東証第一部)  
問い合わせ先：  
取 締 役 財 務 担 当 副 社 長 今 野 智  
電 話 ： 0 3 - 5 6 5 2 - 1 7 1 1

### 株式報酬型ストック・オプションの導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を付与する方針とし、関連する当社取締役報酬議案を、2018年7月28日開催予定の第22回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 株式報酬型ストック・オプション導入の理由

当社は、中長期的な企業価値の増大を目指すに当たって、当社取締役報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、当社取締役が株価上昇のメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、当社取締役の中長期的な業績及び企業価値の向上への意欲や士気をより一層高めることを目的として、当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対し、株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）制度を導入するものであります。

##### 2. 株式報酬型ストック・オプションを導入するために付議する議案の内容

当社の取締役の報酬額は、2013年7月27日開催の第17回定時株主総会での決議により、年額400百万円以内と定められております。第22回定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認決議されることを条件とし監査等委員会設置会社へと移行いたします。これに伴い、本株主総会においては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の設定についても付議させていただく予定ですが、これとは別に、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）に係る報酬の枠を、年額100百万円を上限として設ける旨のご承認をお願いするものであります。

なお、社外取締役及び監査等委員である取締役については、株式報酬型ストック・オプション制度の対象といたしません。

株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の付与に際しては、当該新株予約権の公正な評

価額と同額を当該新株予約権の払込金額とし、当社は当該新株予約権の割当を受ける当社の取締役に対し、払込金額と同額の金銭報酬債権を付与し、当該報酬債権と当該新株予約権の払込金額の払込債務とが対等額で相殺されることにより、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）は当該新株予約権を取得することとなります。

株式報酬型ストック・オプションとして当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に付与する新株予約権の概要は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の総数は、各事業年度において、当社普通株式 10 万株を上限とする。なお、当社が株式分割（無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る当社定時株主総会開催日から 1 年以内に発行する新株予約権の総数は、会社法第 240 条に基づき当社取締役会決議において、1,000 個を上限とする。なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる当社普通株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100 株とする。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合、付与株式数についても同様の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当の日（以下「割当日」という。）においてブラックショールズモデル等の公正な価値算定方式により算出される新株予約権の公正な評価額と同額とする。なお、割当を受けるものは、当該金銭の払込に代えて、当社に対する報酬債権をもって新株予約権の払込金額の払込債務を相殺するものとし、金銭の払込を要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資すべき財産の価額は、新株予約権の行使により交付される株式 1 株当たり 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 15 年以内の範囲で、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

(6) 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役又は使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

その他の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(8) その他の新株予約権の内容等

上記(1)乃至(7)の詳細及び新株予約権のその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において決定する。

(ご参考)

当社は当社の主要子会社の業務執行取締役に対しても、上記と同内容の株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を、当社の取締役会決議により割り当てる予定です。

以上